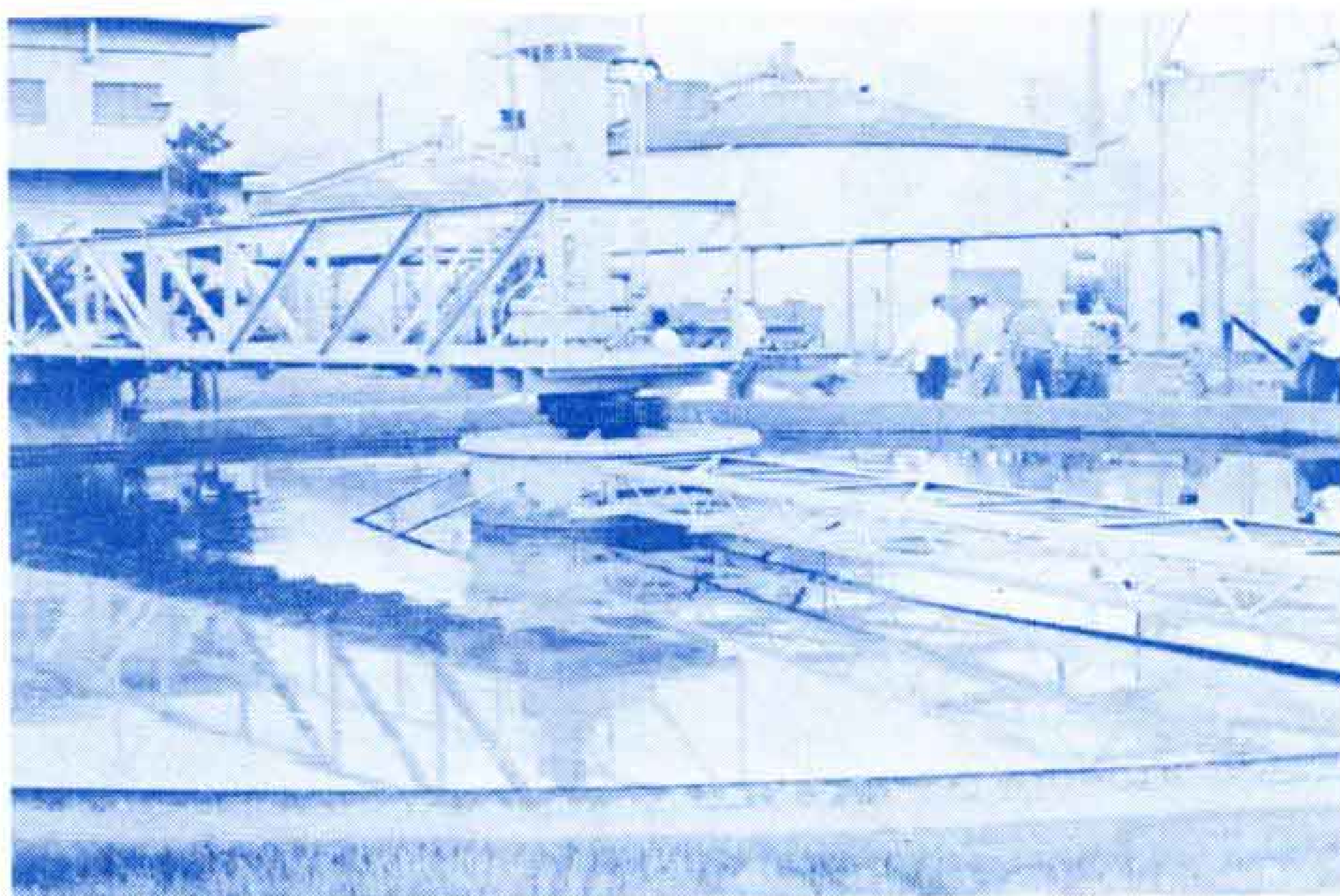


下水道は住みよく文化的な生活をするのに、なくてはならない都市施設です。下水道が整備されると、市街地でとかく見られる排水溝からの浸水、河川の汚れ、カやハエの発生が防止できるなど、生活環境はたいへんよくなります。ところが必要なことがよくわかっている下水道もたくさんのお金がかかるため、事業は思うように進みませんでした。このため昨年から受益者負担金制度を取り入れ、積極的に事業を進めていますので、下水道のあらましをお知らせします。



52年までに市街地の40%を整備

富士地区の処理場は 来年度から

下水道には、公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、都市下水路があり、富士市では公共下水道事業を進めています。

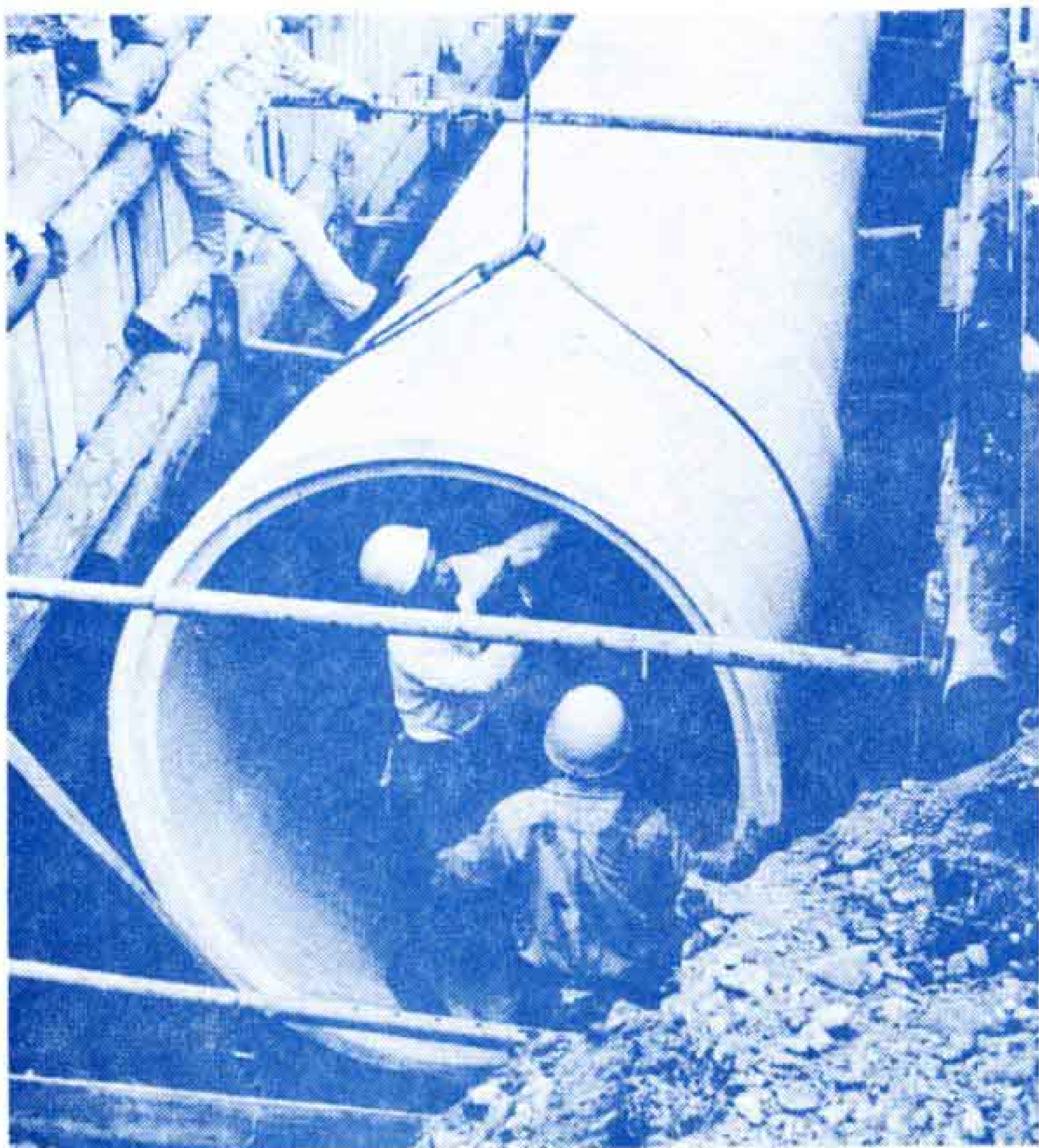
吉原地区で下水道事業に着手したのは昭和34年で、すでに一部で使用しています。現在下水道事業として、認可をとつてあるのは、市街地面積の30%に当る501%で、約10万%の下水道管を埋める計画です。これは昭和50年までの計画で、

完成すると、約10000世帯、41000人の人たちが下水道を利用できるようになります。なお、今年の3月までに、計画排水面積の41.2%にあたる206.68%を整備し約4000戸、18350人が利用できる状態になりました。ところが、実際に水洗化などして使用しているのは約2600戸、12000人にすぎません。

富士地区では、昭和39年から着手しましたが、現在までに2096%の幹線管路が完成しています。また、この計画に、鷹岡地区を新たに含めて行なつていきますが、今年度中に処理計画などを決めます。処理場は来年度から新浜に建設しますが第1期工事が完成する昭和52年には一部

使用できるようになります。

なお、これからは国の公害防止対策にそつた下水道事業計画をつくつていきますが、市では昭和52年までに684%（吉原処理区525%、富士処理区159%）の区域内で処理できるように計画しています。これは、市街地の40%を処理することになります。さらに、昭和60年までに5934%（吉原処理区941%、富士鷹岡処理区3172%、東部処理区1821%）を処理する構想です。この計画が完成すると33万5000人が下水道を利用できるようになります。



処理区域内の人は必ず 排水設備を

下水道法によつて、下水道施設が使用できる区域内では、施設を使用できるようになつた日から、すぐに家庭污水は下水道に流さなくてはなりません。また、くみとり便所を設けている場合も、原則として3年以内に水洗便所に改造することを義務づけています。

しかし、すぐに下水道管に接続できるのに、工事をやつていない家が、1400戸ほどあります。区域内の人はできるだけ早く設備をしてください。これらの工事を行なわないと罰金が科せら

れることもあります。

下水道を利用する場合は、市下水道課へ届けをし、許可を得なければなりません。届けは工事店で行なつてくれます。なお工事は市が指定した工事業者でなければ施行することができません。市で指定した業者は、経験のある技術者がおりますので安心して工事をまかせられます。また、市で工事単価を統一しておりますので、業者により工事費の差はありません。万一、不審な事がありましたら、下水道課へご連絡ください。

受益者負担金制度の採用で 事業は大幅にすすむ

…負担金は1㎡65円…

下水道の必要性がよくわかつて
いるのに、なかなか普及しないの
は、ひとつに、ばく大なお金がか
かることがあげられます。といつ
て、下水道事業を進めないわけに
はいきません。富士市は、ほかの
市にさきがけ昭和34年から着手し
ました。しかし、普及率は全市の
わずか1割にすぎません。このテ
ンポで進んだら全市の下水道整備
は200～300年かかってしまいます
そこで、1日も早く下水道を完備
し、環境衛生都市としての機能を
整えた、住みよい町づくりをする
ため、昨年から、受益者負担金制
度を取り入れました。

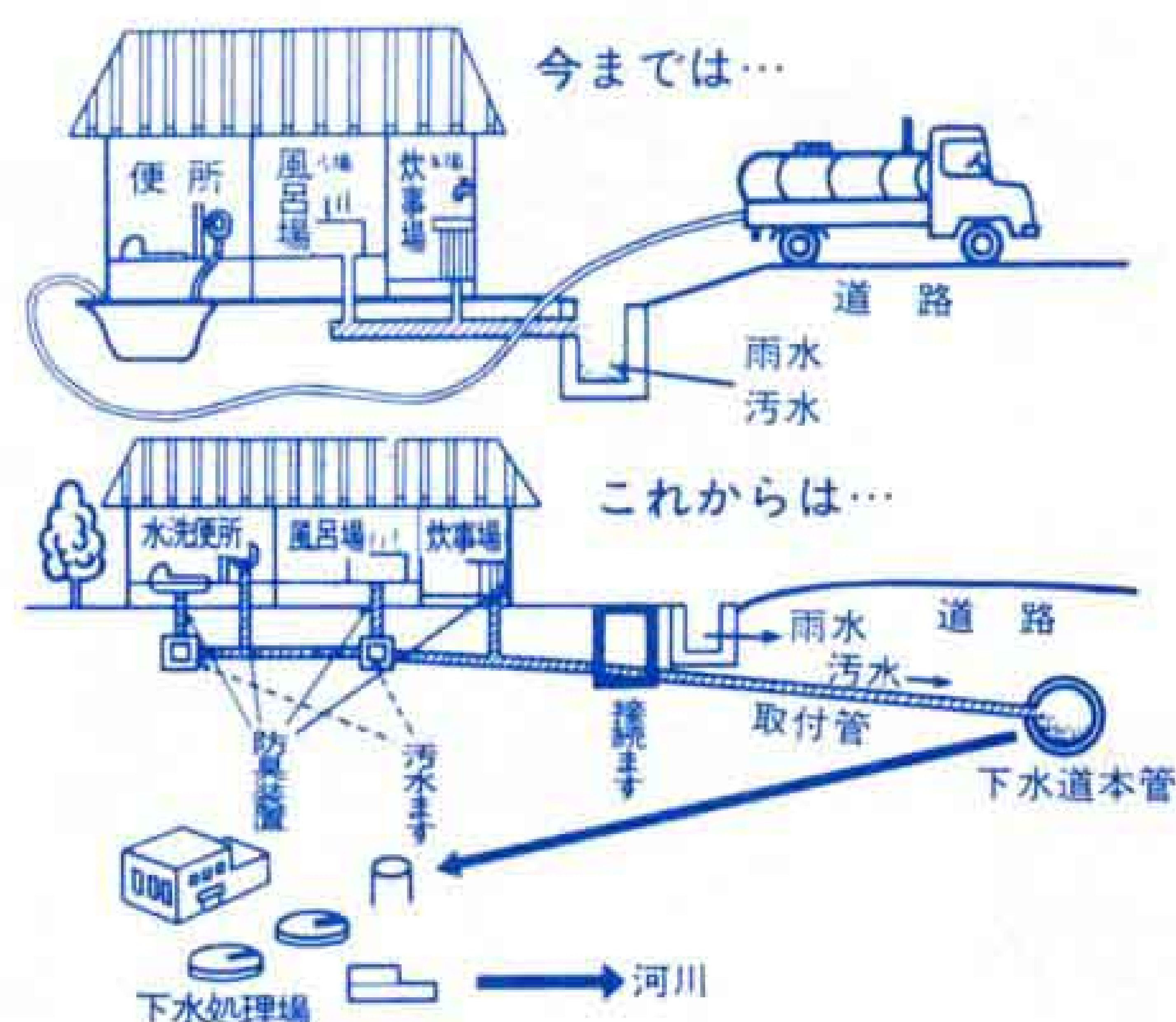
この制度を取り入れたことによ
つて、国も優先的に補助金を出し
てくれたり、お金を貸してくれる
ので、多額の事業費が投入できる
ので、事業がぐつと進みます。

受益者負担金制度は、下水道が
できると、区域内のひとはそれによ
つて利益を受けるので、事業費
の一部を負担していただくために
設けられました。この負担金を納
めていただく人を受益者といいま
すが、下水道計画区域内に土地を
もっている人が該当します。なお
区域内に正式な契約をして土地を

借りている場合は、地上権者、借
地権者が受益者になります。その
土地に家屋が建っている場合、だ
いたい家屋の所有者が受益者とな
ります。ただし借家人（社宅、市
営住宅の入居者）は受益者になり
ません。

負担金は、事業費に5分の1を掛
け、その額を負担区域面積で割つ
て出しますが、1平方㎡62円（1坪
204円）になります。たとえば、
165平方㎡（50坪）の土地を持つ
ている場合、負担金 10230円にな
ります。これを5年分割で1年を4
期にわけるので20期にわけて納め
ていただきます。

受益者はみなさんの申告によつ
て決めています。該当する人には
申告書を市役所から届けますので
決められた日までに申告していただ
きます。もし申告書の提出がない
場合は、土地台帳などを調べ市長が
認定し、土地の所有者や権利者
に負担金をかけることになりま
す。したがって、土地を売買した
り、土地を貸したり、借りたりし
た場合は必ず「受益者異動申告書」
を提出して手続きをしてくだ
さい。



排水設備の改造には 資金をお貸しします

公共下水道を使用できる区域内では、家庭汚水を
下水道に流さなければなりません。しかし、一度に
お金がかかるので工事はまだ一というひとのために
排水設備（水洗便所）改造資金の貸付を行なつてい
ます。貸付額は10万円以内で、利率は日歩1銭8厘、
30カ月の月賦返済です。希望する人は、工事が完成
してから、都市開発部下水道課へ申込んでください。

なお、一般の家庭で排水設備を行なう場合、工事
費は建物の規模構造によつて違います。くみ取り式
の便所を水洗便所に改造し、炊事場などの排水設備
をすると、普通家庭で8～10万円ぐらいかかります
くみ取り式便所を水洗便所に切替えるには、1日で
簡単にできますが、水道工事費は別になります。

この制度は新築の場合利用できません。ただし処
理区域内に家を新築する場合は、水洗便所にしない
と建築が許可されませんので注意してください。

下水道を使用するようになると、下水道の維持管
理や処理場の運転経費に当てるため、使用料をいた
だきます。使用料は、市の水道を使用している場合
水道料金の2分の1。自家用の井戸などを使っている
場合、一般家庭は1立方㎡15円、公衆浴場は1立方㎡
5円の料金をいただきます。

160人が下水道相談に

…5カ所で相談所を開設…

9月10日の下水道デーを中心に、5日間、下水道相談
所、を開設しました。相談場所は、公共下水道の設置
区域内の吹上公民館、駿河銀行吉原支店前など5カ所
で行ない、意見や要望などの相談を受けました。

各会場で受けた相談ごとは、その都度回答を行ない
ましたが、約160人が相談におとずれました。なお、
相談事項としては、「下水道工事の時期について」
「排水設備工事の費用について」「排水設備工事の施
工方法について」「排水設備工事店の早期着工要望に
ついて」「排水設備貸付資金の借用について」「下水
道計画の早期着工を望む」「受益者負担金について」
などが主なものです。

